

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

天皇・皇后両陛下におかれましては、7月23日から26日まで、那須御用邸に行幸啓あそばされました。この間におきまして、私は、最近の県内の状況等について御説明申し上げますとともに、本県産の花等を献上し、御機嫌を奉伺いたしました。

次に、9月15日から16日にかけての台風18号による豪雨等により、本県では3名の方々が負傷されたほか、土砂崩れの発生や家屋の浸水、損壊など、多くの被害が生じました。被害を受けられた方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。県といたしましては、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、被害状況の把握に努め、復旧に万全を期して参ります。

また、9月4日に矢板市、鹿沼市、塩谷町及び宇都宮市において発生した竜巻等により、3名の方々が負傷されたほか、住宅や公共施設、農作物等に多くの被害が発生しました。被害に遭われた皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

さて、国は、今日の経済情勢について、企業収益の改善などにより、景気は着実に持ち直し、9月の月例経済報告において、緩やかに回復しつつあると判断しており、こうした動きを民需主導の持続的な成長につなげ、日本経済の再生を実現していくため、本年6月に決定した「日本再興戦略」を早期に実行に移すこととしております。

県内におきましても、景気は緩やかに持ち直しつつあり、企業から

は景況感に関する明るい声が聞かれております。一方、雇用情勢については、持ち直しているものの、有効求人倍率が全国平均を下回るなど、依然として厳しい状況にあります。

このような社会経済情勢を踏まえ、本県の活力を高め、「元気度日本一 栃木県」の実現を目指していくため、9月12日、平成26年度に重点的に取り組む施策の方向性や予算編成の考え方、行財政改革の推進などを明らかにする「平成26年度政策経営基本方針」を決定し、公表いたしました。

県政の最優先課題である東日本大震災からの復興につきましては、その仕上げに向け、県を挙げて取り組んでいるところでありますが、平成26年度は、これまでの復興の取組を推進力に、更なる高みを目指し、復興から成長・発展へと飛躍するときであると考えております。

このため、「平成26年度政策経営基本方針」では、4年目を迎える栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」の着実な推進とともに、喫緊の課題であり、プランに掲げた将来像の実現を加速する重要な事項として、「復興から力強い成長に向けた取組」、そして「“とちぎ力”の発信」という2点を掲げたところであります。

これらの施策の推進に当たりましては、「財政健全化取組方針」の着実な実行とともに、「とちぎ行革プラン」の適切な推進管理に努め、引き続き県民益の最大化を図って参る考えでありますので、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、社会保障制度改革についてであります。

去る8月21日に、社会保障制度改革推進法に基づく法制上の措置と

して、社会保障制度改革の推進に関する骨子が閣議決定され、少子化対策、医療制度、介護保険制度等に係る改革について、今後講ずべき措置等が示されました。

これらは都道府県の財政や組織体制等、地方自治に多大な影響を及ぼすものであります。加えて、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るためにも、国は、地方と丁寧かつ継続的な議論を進め、地方の理解を得た上で法制化を図るよう、全国知事会等を通じて求めて参ります。

次に、指定廃棄物の最終処分場への対応についてであります。

国主催による「第3回指定廃棄物処理促進市町村長会議」が8月27日に開催されました。国からは、全責任を持って処分場の設置を進めていくとの意思が明確に示され、県内設置の基本方針について、各市町村長の概ねの理解が得られたところであります。

今後は、市町村長会議等の場におきまして、新たな選定手順や処理の方法などについて議論を進めるとともに、国に対し風評被害対策や地域振興策の具体案の提示を求めていくなど、指定廃棄物の一日も早い処理に向けて引き続き全力で取り組んで参ります。

次に、平成29年度の技能五輪全国大会及び全国アビリンピックの開催地内定についてであります。

厚生労働省及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に7月25日に開催要望書を提出し、これに対しまして、今年9日、本県を開催地とする旨の内定通知がありました。

今後は、両大会の開催に向けまして、県内の企業や関係団体等に対

し選手育成を積極的に働きかけますとともに、若者の技能向上や障害者の雇用拡大等を促すことにより、本県のものづくり産業等の裾野の拡大や競争力の強化を図り、オール栃木体制で大会を盛り上げられるよう準備を進めて参ります。

次に、本県の友好交流先でありますアメリカ合衆国インディアナ州のマイク・ペンス知事一行の来県についてであります。

今月8日から10日まで東京で開催された日本・米国中西部会日米合同会議への出席に合わせ、7日にペンス知事一行が来県されました。ペンス知事の本県訪問は初めてであり、日光東照宮を御視察いただくとともに、産業や観光など本県の魅力や実力を御説明したところであり、今後も県内経済界をはじめ関係者の皆様と連携を図りながら、経済から教育・文化まで、更に一層幅広い交流が実現するよう努めて参ります。

さて、2020年開催のオリンピック・パラリンピックを東京で開催することが9月8日に決定いたしました。スポーツを愛する国民の一人として心から嬉しく思っております。また、開催決定の実現に向け、御尽力された多くの皆様に、心より敬意を表し、お祝いを申し上げます。大会の開催が、未来を担う子どもたちに夢と希望を与え、日本のすばらしさ、東日本大震災からの復興を世界にアピールできる絶好の機会になるものと確信いたしております。

そして、昨年続き今年の夏も、本県出身のアスリートの活躍が私たちに感動と勇気を与えてくれました。競泳の萩野公介選手が、スペインで開催された第15回世界水泳選手権大会競泳競技において、400

m自由形及び 200m個人メドレーの2種目で銀メダルに輝くとともに、ブルガリアで開催された第22回夏季デフリンピック競技大会において、宇賀耶早紀選手が、女子バレーボール日本代表の主力選手として銀メダルを獲得されました。さらには、ブラジルで開催された第31回世界柔道選手権大会において、男子60kg級の高藤直寿選手、同66kg級の海老沼匡選手がともに金メダルを獲得されたところでもあります。これら4人の選手の皆さんが成し遂げた輝かしい功績に対し、県民の皆様とともにその栄誉を讃え、「栃木県スポーツ功労賞」を贈呈することとしたものであります。

また、本県スポーツの更なる振興を図るための二巡目の国民体育大会の招致につきましては、7月24日に、公益財団法人日本体育協会から、平成34年の第77回国民体育大会開催県として内々定の通知がありました。今後、市町村及び関係団体等との連携を図りながら、競技力の向上をはじめ、諸準備を着実に進めて参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算2件、条例12件、その他の議案11件の計25件であります。このほか諮問1件、認定6件、報告6件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、「財政健全化取組方針」を踏まえつつ、東日本大震災等からの復興への取組など、県民生活に関わる緊要な課題等に適切に対処することとして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、82億4,185万円となり、既

計上予算と合わせた予算総額は、7,794億9,901万円となります。この財源といたしましては、国庫支出金、県債、繰越金等を充てることといたしました。

次に、主な事業について申し上げます。

まず、震災からの復興と原子力災害対策への取組についてであります。

汚染状況重点調査地域内における県有施設の除染について、対象施設の追加等を行うとともに、県内観光地への誘客促進と風評被害の払拭を図るため、特典付き「周遊パスポート（仮称）」を作成することといたしました。

また、災害に強い地域づくりを推進するため、市町の防災拠点施設への再生可能エネルギー等の導入を支援するとともに、地方合同庁舎にエネルギーマネジメントシステム（BEMS）等を導入し省エネルギーの取組を推進するほか、緊急防災・減災対策事業として、避難所周辺の道路整備、橋りょうの補修・耐震化、トンネル補修、河川堆積土除去等に取り組むことといたしました。

次に、安全・安心な暮らしの実現についてであります。

地域医療の確保を図るため、看護師養成所の施設整備を支援するとともに、地域医療再生基金を活用し、退院・転院支援システム等の在宅医療連携ネットワークの構築や災害時の医療提供体制の整備に取り組むことといたしました。

また、通学路の安全を確保するため、歩道整備を推進するほか、交通死亡事故の抑止を図るため、速度違反自動取締装置の整備のほか、

高齢者等に対応した信号機への更新を行うことといたしました。

次に、活力と魅力あふれる産業の振興についてであります。

為替相場の急激な変動等により影響を受けている中小企業等を支援するため、「為替変動緊急対策資金」を創設するとともに、地域経済循環創造事業交付金の活用により、地域資源を活かした事業を支援することといたしました。

また、降霜・低温によるなし等の果樹被害を防止するため、市町と連携し、防霜設備の整備に対する助成制度を創設するとともに、スカイベリーの品質安定化技術の確立、とちぎ6次産業化サポートセンターの充実強化に取り組むほか、産地の競争力強化を図るための共同利用施設整備を支援することといたしました。

さらに、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、成長分野等での雇用・就業機会の創出等に取り組むことといたしました。

第2号議案の流域下水道事業特別会計補正予算は、バイオガス発電設備の導入等に係る債務負担行為の変更等をするものであります。

第3号議案は、公職選挙法の一部改正に伴い、栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものであります。

第4号議案は、国家公務員退職手当法の改正に鑑み、早期退職者募集制度を導入するとともに、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置の拡充を図ること等のため、職員の退職手当に関する条例の一部を改正するものであります。

第5号議案は、大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴い、

災害派遣手当に関し必要な事項を定めるため、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例の一部を改正するものであります。

第6号議案は、刑法の一部改正に伴い、栃木県吏員職員教育職員恩給条例の一部を改正するものであります。

第7号議案は、旅券法の一部改正に伴い、栃木県手数料条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、災害救助法の一部改正に伴い、栃木県災害救助基金設置条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部を改正するものであります。

第10号議案は、事業者による環境影響評価書等の公表、方法書説明会の開催等に関する手続を定めること等のため、栃木県環境影響評価条例の一部を改正するものであります。

第11号議案は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業者が児童発達支援又は放課後等デイサービスを提供する際に満たすべき基準を定めること等のため、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正するものであります。



第12号議案は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、栃木県動物の愛護及び管理に関する条例及び栃木県手数料条例の一部を改正するものであります。

第13号議案は、河川法の一部改正に伴い、流水の占用の登録に係る流水占用料を定めるため、栃木県流水占用料等徴収条例の一部を改正するものであります。

第14号議案は、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、栃木県県営住宅条例の一部を改正するものであります。

第15号議案は、栃木県土地利用審査会委員の任期が来る10月31日に満了いたしますので、金田敏夫氏、鈴木芳博氏、森島才子氏、山本美穂氏及び大嶋久美子氏を再任し、築瀬範彦氏及び横須賀徳博氏を新たに任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

第16号議案は、栃木県公安委員会委員小林一成氏の任期が来る9月30日に満了いたしますので、同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第17号議案は、県の行う建設事業に対し市町村が負担する金額について、議決を求めるものであります。

第18号議案は、県の行う建設事業に対し市町村が負担する金額の変更について、議決を求めるものであります。

第19号議案は、八ッ場ダム建設に関する基本計画の変更に対し意見を述べることについて、議決を求めるものであります。

第20号議案から第25号議案までの6件は、電気事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金及び資本剰余金の処

分について、それぞれ議決を求めるものであります。

諮問第1号は、栃木県教育委員会が行った退職手当支給制限処分に係る審査請求について、地方自治法第206条第4項の規定により諮問するものであります。

認定第1号から認定第6号までの6件は、企業会計の決算について、それぞれ認定を求めるものであります。

報告第1号は、栃木県立病院の診療料金等に係る債権の放棄に関する報告であります。

報告第2号は、栃木県信用保証協会が行う保証債務に係る求償権の放棄等の承認に関する報告であります。

報告第3号から報告第5号までの3件は、電気事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計の継続費に係る精算報告書の報告であります。

報告第6号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。